

芦屋市道路占用料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のために占用するとき。</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動に使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。</p> <p>(4) 軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業のために占用するとき。</p> <p>(5) 公衆の用に供する水道又は下水道の事業のために占用するとき。</p> <p>(6) 道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。</p> <p>(7) 地先から雨水を溝等に排水するための排水管の埋設のために</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>法第35条に規定する事業(国の行う事業)</u>又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のために占用するとき。</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動に使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。</p> <p>(4) 軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業のために占用するとき。</p> <p>(5) 公衆の用に供する水道又は下水道の事業のために占用するとき。</p> <p>(6) 道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき。</p> <p>(7) 地先から雨水を溝等に排水するための排水管の埋設のために</p>

改正案	現 行
<p>占有するとき。</p> <p>(8) 街灯（広告併用街灯及びアーチ型のを除く。）、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占有するとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上、特に占有料の減免の必要があると認めたとき。</p>	<p>占有するとき。</p> <p>(8) 街灯（広告併用街灯及びアーチ型のを除く。）、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占有するとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上、特に占有料の減免の必要があると認めたとき。</p>